

補足事項により、募集要領に記載している内容は、以下のとおりとなります。

募集要領P4 ②事業区域の概要

(補足箇所：赤字)

所在地	<市有地> (地番の一部) 港町 18-7、32、33 <国有地> (地番の全部) 港町 12、20、170 (地番の一部) 港町 165、168-1	
事業対象面積	4,637.60 m ² (貸付範囲 2,450.73 m ²) (うち、有償貸付面積 349.56 m ² 、 無償貸付面積 2,101.17 m ²) ※有償貸付面積 169.56 m ² +180 m ² =349.56 m ²	
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火・準防火地域	準防火地域
	港湾計画上の土地利用区分	緑地
	臨港地区の分区	商港区(経済・観光振興指定区域)

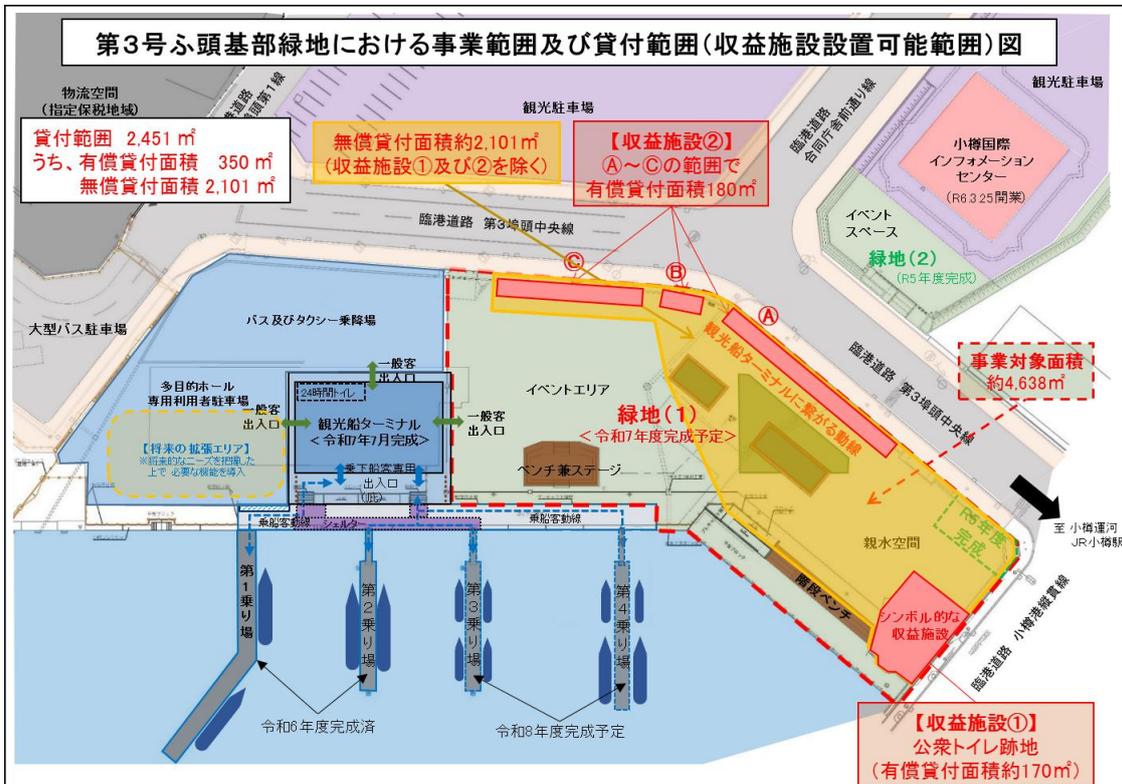
※ 事業者が提案する収益施設の配置により、貸付範囲及び無償貸付範囲は、港湾環境整備計画認定申請の段階で変更となる可能性があります。

募集要領 P 5 ③(仮称)第3号ふ頭基部緑地における事業範囲及び貸付範囲(収益施設設置可能範囲)

(補足前)



(補足後)



別紙1 物件調書

(補足箇所：赤字)

所在地	小樽市港町 (地番の全部) 12、20、170 (地番の一部) 18-7、32、33、165、168-1
敷地面積	事業対象面積 : 4,637.60 m ² (貸付範囲 2,450.73 m ²) うち、有償貸付面積 : 349.56 m ² (収益施設①169.56 m ² +収益施設②180 m ²) 無償貸付面積 : 2,101.17 m ² ※ 事業者が提案する収益施設の配置により、貸付範囲及び無償貸付範囲は、港湾環境整備計画認定申請の段階で変更となる可能性があります。

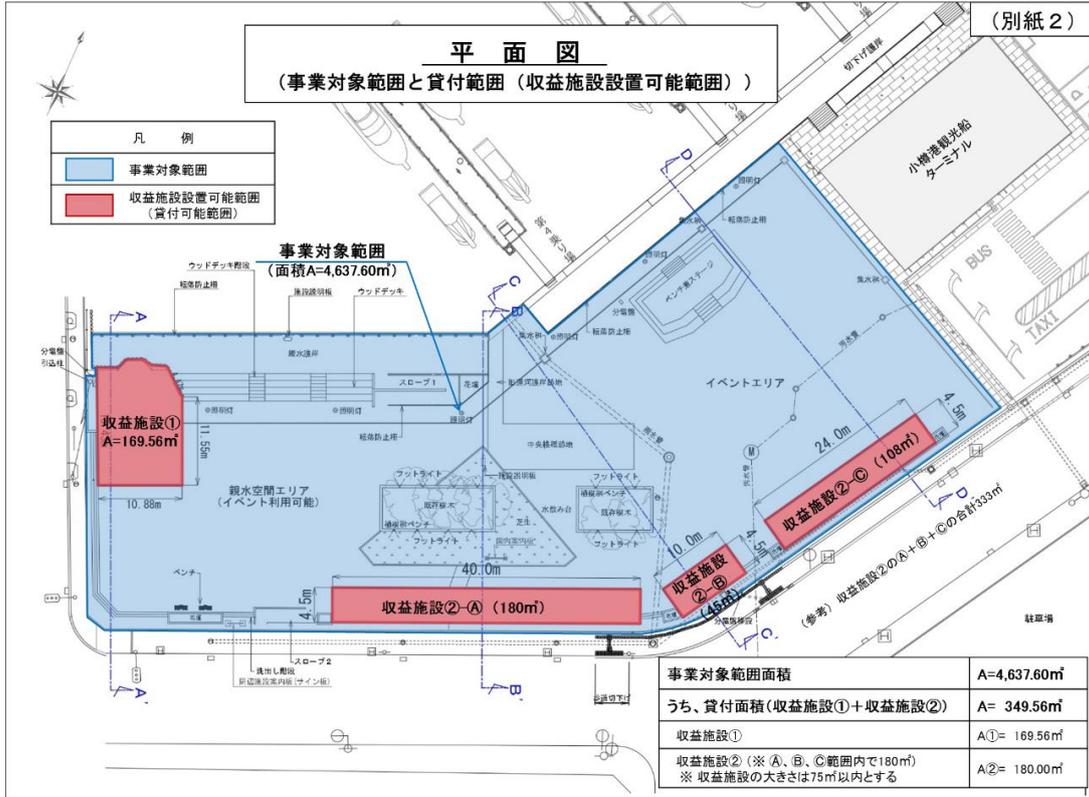
別紙1 物件調書 (特記事項)

(補足箇所：赤字)

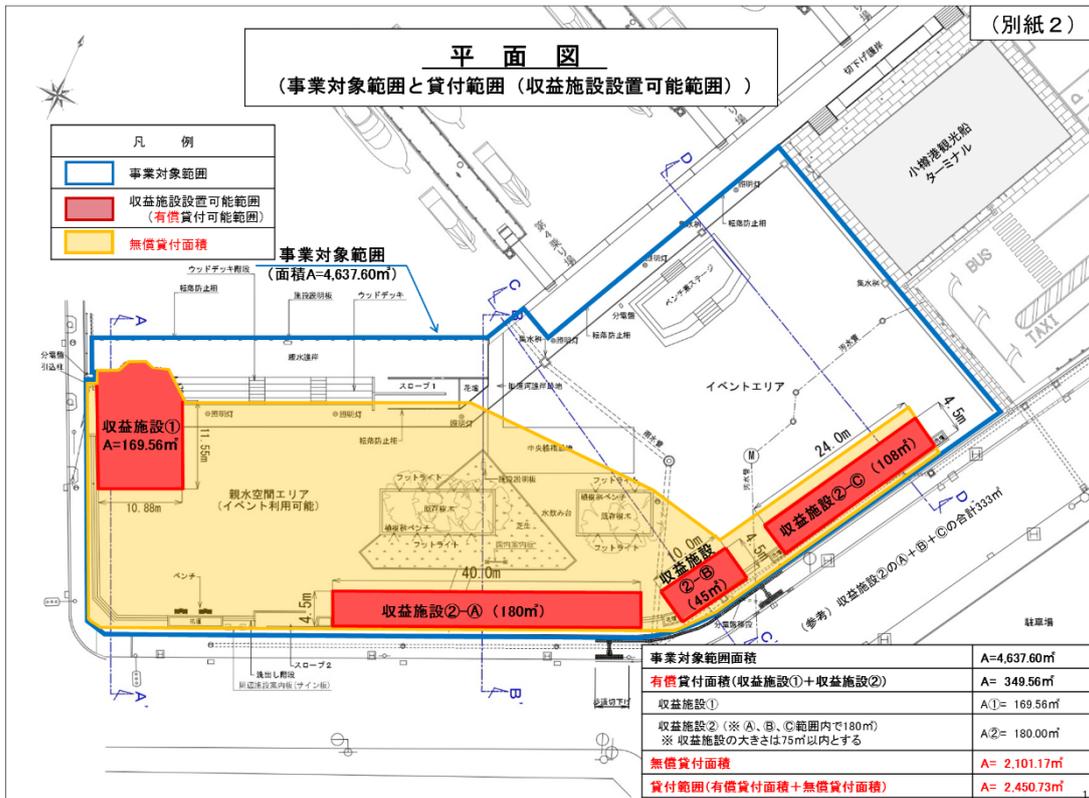
特記事項	
5	<p>本物件の事業区域となる、(仮称)第3号ふ頭基部緑地は、令和7年度の完成を目標に整備中であり、収益施設の設置可能位置(別紙2「各種図面」参照)は限られ、設置可能位置以外への施設の設置はできません。</p> <p>臨港道路小樽港縦貫線に面する公衆トイレ跡地の収益施設①については、有償貸付面積を約170 m²とし、その範囲内で収益施設を設置してください。</p> <p>臨港道路第3埠頭中央線に面する観光船ターミナルに繋がる動線の収益施設②については、収益施設の設置可能範囲内で有償貸付面積を180 m²とします。なお、収益施設の大きさは75 m²以内で、1階建ての建物とします。</p> <p>なお、収益施設の整備にあたっては、現在整備中の緑地工事との工程調整が必要となる場合があります。また、緑地工事においては、整備内容及び整備スケジュールが変更となる場合がありますが、本市は、一切の契約内容不適合に関し責任を負いません。</p>

別紙2 各種図面（平面図）

（補足前）

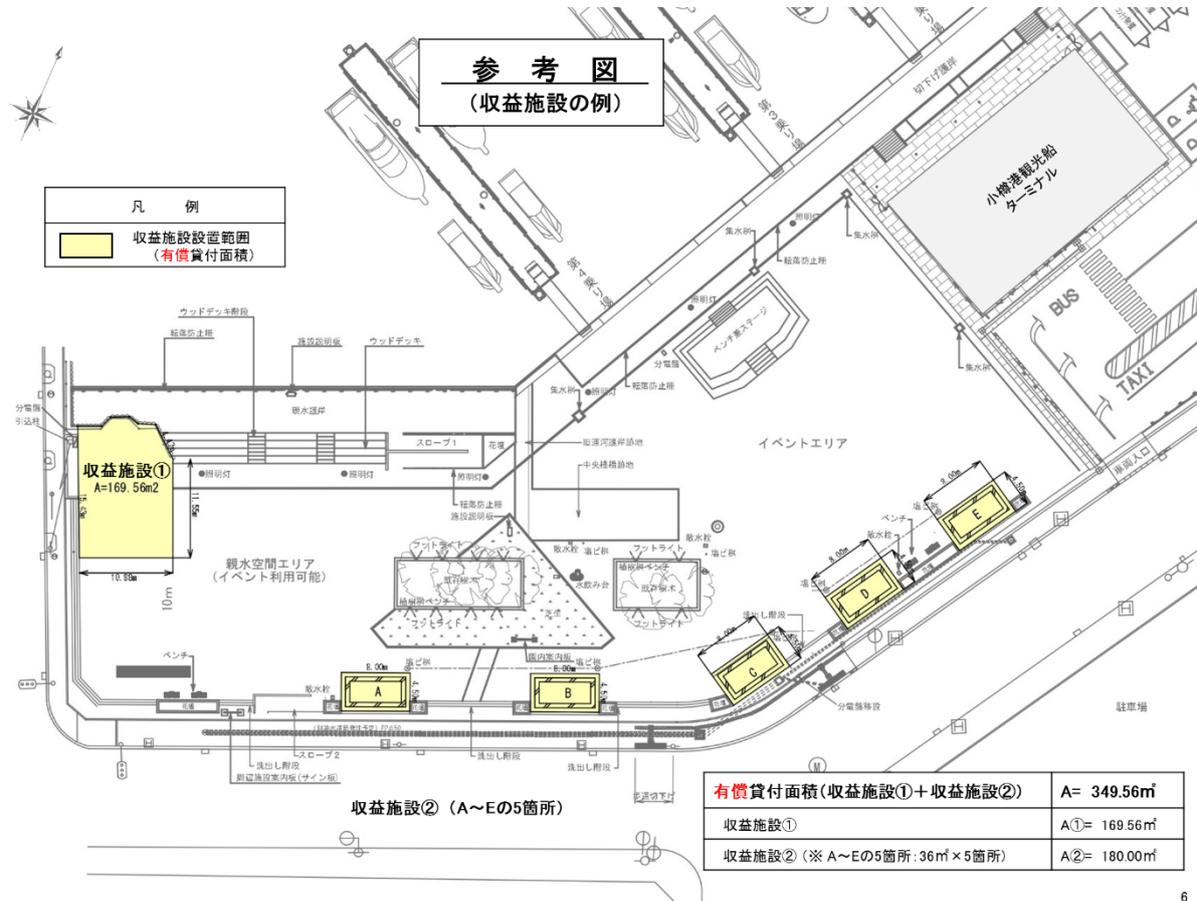


（補足後）



別紙2 各種図面（平面図）

（補足箇所：赤字）



6